

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに承継させる権利を定めること
について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第9条の規定により，地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の時に同法人に承継させる権利を次のように定めるものとする。

1 土地

地 番	地 積 (平方メートル)	価 額 (円)
岡山市北区北長瀬表町三丁目20番101	18,222.00	1,664,500,000
岡山市北区北長瀬88番22	361.00	
岡山市南区妹尾字西新田850番	1,276.00	227,220,000
岡山市南区妹尾字西新田851番3	1,251.14	
岡山市南区妹尾字西新田852番2	1,782.22	
岡山市南区妹尾字西新田854番	1,657.00	
岡山市南区妹尾字西新田855番	1,890.00	

2 建物

名 称	所 在 地	構 造	延床面積 (平方メートル)	価 額 (円)
岡山市立せのお病院	岡山市南区妹尾850番地	鉄筋コンクリート 造合金メッキ鋼板 ・陸屋根3階建	3,723.30	208,200,000

3 構築物

名 称		数 量	価 額 (円)
岡山市立せのお病院	進入橋，屋外駐車場ほか	一式	45,515,200

4 建設仮勘定

名 称	価 額
建設仮勘定	岡山市地方独立行政法人移行準備病院会計平成25年度末残高

5 現金預金

名 称	価 額
現金預金	岡山市地方独立行政法人移行準備病院会計平成25年度末残高

6 未収金

名 称	価 額
未収金	岡山市地方独立行政法人移行準備病院会計平成25年度末残高

7 貯蔵品

名 称	価 額
貯蔵品	岡山市地方独立行政法人移行準備病院会計平成25年度末残高